

2024年7月8日

保険薬局 各位

医療法仁雄会 穂高病院 院長 古屋 直行

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」の運用について

平素より当院の院外処方箋を応需いただき、誠にありがとうございます。

薬剤師による疑義照会は、医薬品の適正使用上、従来より重要な業務ですが、このところ患者さん個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要度を増し、その件数も増え続けております。一方、形式的な疑義照会も多く、患者・かかりつけ薬局薬剤師・処方医それぞれの負担となっているのも事実です。

当院では、薬物治療の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的介入の充実及び処方医や保険薬局での患者負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会プロトコル」の運用を開始することといたしました。

本プロトコルを適正に運用するため、開始にあたっては、疑義照会簡素化の趣旨や各項目の詳細についてご理解いただいた上で、合意書を取り交わすことを必要条件としております。合意書を取り交わすことで、本プロトコルは有効となります。合意書を取り交わしていない保険薬局は、本プロトコルの対象となりませんのでご注意ください。

参画をご希望される場合は、当院薬剤部までご連絡下さい。

プロトコル作成 2024年7月8日
医療法人仁雄会 穂高病院 薬剤科

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

医療法人仁雄会 穂高病院 薬剤科

近年、厚生労働省は医療スタッフ間の連携を推進しており、現在多くの病院では疑義照会について、予め医師と薬剤師が協議の上、病院内での対応を決め、地域薬剤師会または各保険薬局との合意のもと、薬剤師の裁量で変更を行っています。

当院におきましても、医師の診療時間の確保と患者さんの投薬までの待ち時間の軽減、さらに適正使用の推進に寄与できると考え、下記の運用方法で実施させていただきます。

1. 問合せ窓口・受付時間

受付時間：平日 9:00～18:00

夜間・休日は、基本的には受け付けていませんが、緊急に対応が必要な場合は、当院代表電話番号へご連絡ください。

TEL(薬剤科直通)：0263-82-2487

TEL(病院代表)：0263-82-2474

FAX:0263-82-2544 (FAXは、24時間送信できます)

※保険番号等に関する事(保険者番号・公費負担など)については、医事課で対応します。

2. 適応対象外について

処方箋に当院医師による「疑義照会簡素化不可」のコメントの追記がある場合・麻薬・抗悪性腫瘍剤に関するものは、本プロトコル適応対象外となります。

3. 処方変更・調剤後の連絡方法

処方変更のあった場合は、FAXで当院薬剤部へご連絡ください。当院薬剤部では、電子カルテ内の院外処方を修正のうえ、次回以降の処方に反映させます。但し、先発医薬品から後発医薬品、後発医薬品から他メーカーの後発医薬品へ変更する場合は、お薬手帳にて確認させていただきますので、ご連絡は不要とします。

4. 遵守事項について

院外処方箋における合意書に基づき調剤をするにあたり、下記事項を遵守してください。

- ① 患者や家族に対し、処方内容の変更による費用の増減等の説明を必ず行い、同意を得ること。
- ② 処方医の指示やコメントを優先すること。
- ③ 処方内容変更を、当院薬剤部に FAX すること。
- ④ 麻薬・抗悪性腫瘍剤については本プロトコルの適応対象外とすること。
- ⑤ 本プロトコルの運用に際し、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則や生活保護法、厚生局の指導を遵守して対応すること。

5. 薬剤の変更調剤に関する疑義照会不要例

(ただし、変更不可の指示がある場合・麻薬・抗悪性腫瘍剤に関するものは除く)

① 成分・用法・用量が同一の薬剤への変更

➤ 銘柄の変更

例) シヤスビア錠 50mg ⇒ グラクティブ錠 50mg

➤ 後発→先発(本人の希望時のみ)

例) アムロジピン OD5mg ⇒ ルバスク OD5mg

② 別規格製剤がある場合の調整規格変更

例) アマリール錠 1mg 3錠 ⇒ アマリール錠 3mg 1錠

フェブリク錠 20mg0.5錠 ⇒ フェブリク錠 10mg1錠

ワーファリン錠 1mg2.5錠 ⇒ ワーファリン錠 1mg 2錠+ワルファリンカリウム錠 0.5mg 1錠

③ 剤形の変更(外用剤は不可)

普通錠・カプセル ⇔ OD錠、カプセル ⇔ 錠剤

例) アレントロン酸錠 35mg ⇔ ホナロン経口ゼリー 35mg

ミヤ BM 錠 ⇔ ミヤ BM 細粒

バクタ配合錠 1錠(粉碎) ⇔ バクタ配合顆粒 1g

※医薬品の安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。

※インスリンのデバイス変更は不可

④ 貼付剤等の包装単位による枚数の変更

例) セルタッチパップ140 35枚(7枚入れ)→36枚(6枚入れ)

⑤ 一包化調剤

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が一包化により改善されると判断できる場合に限り、医師からの一包化指示が得られたものとして一包化調剤を行うことを可とする。

※各医薬品の特性・安定性データに留意し調剤する。

⑥ 投与日数・用法の適正化及び残薬調整

➤ 薬剤の特性から処方日数の間違いが明確な場合

例) アレトロン酸 35mg(週 1 回内服)1錠 28 日分 ⇒ 4 日分

※処方間違いであることが明らかな場合に限る

(疑わしい場合は疑義照会を行う)。

➤ 明らかな用法間違いの変更

例) アレトロン酸 35mg 1 錠 朝食後 ⇒ 起床時

ボグリホース OD0.3mg 1 日 3 錠 3×毎食後 ⇒ 3×毎食直前

センバト錠 12mg 1 回 1 錠 発熱時 ⇒ 便秘時

※アドヒアランス向上のため、あえて違う用法に変更していないか、患者や家族、お薬手帳等での確認は必ず行う。

※時間指定などの特殊な医師からの指示がある場合は、その指示に従う。

⑦ 漢方薬の食後投与

「食後投与医師確認済」とし、処方箋記載のまま調剤する。

⑧ ドンペリドン製剤等の制吐剤の食後投与

「食後投与医師確認済」とし、処方箋記載のまま調剤する。

※初回の処方で「食後」の場合は、疑義照会する。

⑨ 外用剤の用法

添付文書に記載の用法を優先する。

例) ロキソプロフェンテープ 1 日 2 回 ⇒ 1 日 1 回

⑩ 残薬の調整のための処方日数変更

例) クロピドグレル錠 75mg 30 日分 ⇒ 27 日分(3 日分残薬があるため)

ルリコンクリーム 1%10g 3 本 ⇒ 2 本(1 本残薬があるため)

※減薬する場合に限る。

※定期内服の場合は、全く不要とせず、残薬が多くても 1 日分は残す。

※降圧剤や糖尿病治療薬などの治療上必要性が高い薬剤で残薬調整する場合は、機械的に残薬調整するのではなく、患者から検査結果等を確認するなどして、薬剤師による薬学的管理(服用状況と治療状況の評価)を必ず行い、問題がないと判断した場合に残薬調整を行う。

※同一患者で同一薬剤での残薬が発生する場合は、薬剤師として製剤変更や服用回数の見直しなど処方医に処方提案を行う。

※PPI、モサプリドクエン酸塩、ビタミン剤など、保険診療で漫然投与の制限がある薬剤で残薬調整する場合は、効果判定などの薬学的管理をした上で、処方医に対して減薬なども積極的に行う。

※残薬調整のみを行った場合でも、その内容を明記し、薬剤科まで FAX 送信し報告する。

※アドヒアランスに問題があると判断される場合は、当院へ情報提供する。

※次回の予定日まで処方日数が不足している等の理由で、投薬日数が処方箋の日数を超えて調剤しなければならない場合は、疑義照会する。

※重複投薬・相互作用等防止加算を算定する場合は、疑義照会する。(残薬調整を除く)

※受診できない場合や災害等の対策として、予備の必要性を患者と十分話し合った上で、残薬調整に係る処方日数及び数量の変更を行う。

「医療法人仁雄会穂高病院外処方箋における事前合意プロトコル」は、2024 年 7 月 16 日より施行